

令和 3 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予 算)

| 目次 | | |
|-------------|-------------------------|-----|
| 議案番号 | 件名 | ページ |
| 定県第 123 号議案 | 令和3年度神奈川県一般会計補正予算（第16号） | 1 |
| | 第1表 歳入歳出予算補正 | 2 |
| | 第2表 債務負担行為追加 | 4 |
| | 第3表 債務負担行為変更 | 5 |
| | 第4表 地方債変更 | 6 |

令和3年度神奈川県一般会計補正予算（第16号）

令和3年度神奈川県一般会計の補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,621億9,537万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2兆6,715億1,337万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為追加」による。

2 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為変更」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第4表 地方債変更」による。

令和3年9月8日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------------|---------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 4 地 方 交 付 税 | | 千円 125,000,000 | 千円 1,230,972 | 千円 126,230,972 |
| | 1 地 方 交 付 税 | 125,000,000 | 1,230,972 | 126,230,972 |
| 8 国 庫 支 出 金 | | 674,573,528 | 155,750,496 | 830,324,024 |
| | 1 国 庫 負 担 金 | 53,989,563 | 939,147 | 54,928,710 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 613,004,284 | 154,811,349 | 767,815,633 |
| 11 繰 入 金 | | 106,729,143 | 296,540 | 107,025,683 |
| | 2 基 金 繰 入 金 | 104,909,551 | 296,540 | 105,206,091 |
| 12 繰 越 金 | | 1,569,431 | 1,090,149 | 2,659,580 |
| | 1 繰 越 金 | 1,569,431 | 1,090,149 | 2,659,580 |
| 13 諸 収 入 | | 23,310,571 | 904,032 | 24,214,603 |
| | 4 受 託 事 業 収 入 | 567,533 | 307,800 | 875,333 |
| | 7 事 業 収 入 | 406,523 | 596,232 | 1,002,755 |
| 14 県 債 | | 291,952,000 | 2,923,185 | 294,875,185 |
| | 1 県 債 | 291,952,000 | 2,923,185 | 294,875,185 |
| 歳 入 合 計 | | 2,509,317,997 | 162,195,374 | 2,671,513,371 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------------|-------------|---------------------------|-----------------------|---------------------------|
| 2 総 務 費 | | 350,859,612 ^{千円} | 100,000 ^{千円} | 350,959,612 ^{千円} |
| | 6 総 務 管 理 費 | 35,237,928 | 100,000 | 35,337,928 |
| 4 民 生 費 | | 342,307,277 | 450,011 | 342,757,288 |
| | 3 老 人 福 祉 費 | 118,179,666 | 296,540 | 118,476,206 |
| | 4 生 活 保 護 費 | 38,507,621 | 153,471 | 38,661,092 |
| 5 衛 生 費 | | 299,924,580 | 157,354,179 | 457,278,759 |
| | 1 公 衆 衛 生 費 | 122,663,203 | 157,270,583 | 279,933,786 |
| | 4 医 薬 費 | 160,645,914 | 83,596 | 160,729,510 |
| 7 農 林 水 産 業 費 | | 15,466,939 | 27,520 | 15,494,459 |
| | 2 畜 産 業 費 | 399,535 | 27,520 | 427,055 |
| 8 商 工 費 | | 451,625,456 | 4,263,664 | 455,889,120 |
| | 1 商 工 総 務 費 | 425,429,760 | 4,263,664 | 429,693,424 |
| 歳 出 合 計 | | 2,509,317,997 | 162,195,374 | 2,671,513,371 |

第 2 表 債務負担行為追加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------|------------------------|--------------|
| かながわ電子入札共同システム改修費 | 令和 3 年度から 令和 4 年度まで | 千円 69,588 |

第 3 表 債務負担行為変更

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|-----------|--------------------|-------------------------|--------------------|--------------------------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 都市公園指定管理費 | 令和3年度から 令和8年度まで | 8,801,925 ^{千円} | 令和3年度から 令和8年度まで | 10,292,663 ^{千円} |

第 4 表 地方債変更

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|---------------|-------------------|--|--|---|-------------------|--|--|---|
| | 限 度 額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 臨時財政 対 策 債 | 千円 214,000,000 | 借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和 3 年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本 | 年 5.0% 以内。 ただし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る公的 資金に ついて、 利率見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直しの 利率と する。 | 償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他 | 千円 216,923,185 | 借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和 3 年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本 | 年 5.0% 以内。 ただし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る公的 資金に ついて、 利率見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直しの 利率と する。 | 償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他 |

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|-------|-------------|--|----|-------|-------------|--|----|-------|
| | 限 度 額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| | 千円 | 起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。 | | | 千円 | 起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。 | | |
| 合 計 | 291,952,000 | | | | 294,875,185 | | | |

